

「利子・配当等」にまつわる 税金の知識8問8答

税理士 野村幸広



経理実務のなかで迷いやすいのが、利子や配当、各種投資信託、国債、外債などの税金です。配当金を受け取った場合、法人税では益金不算入となりますが、外国債券や投資信託の配当金はどうなるかなど、分かりにくい点が多々あるのではないのでしょうか。

Q1 利子所得・配当所得にはどのようなものがありますか？

そこでここでは、「利子・配当等」にまつわる税金の基本的な知識を、Q&A形式でお教えします。

所得税法上の利子所得・配当所得は、次ページ図表1、図表2の通りです。

図表1を見ると、「貸付金の利子」は利子所得になっていませんが、一般的に「利子」といわれるものであっても、税法上は利子所得とならないもの

があります。限定列举方式で、税法に「これは利子所得である」と規定されていないければ、利子所得とはなりません。

配当所得も利子所得同様、限定列举方式です。図表2の下欄には、協同組合の事業分量配当金、保険の契約者配当金など「配当」の文字が入った例が挙げられていますが、これらも税法上の配当所得ではありません。また、「基金利息」などはいかにも

図表1 利子所得の範囲

利子所得	① 公社債の利子	国債、地方債、農林債券、商工債券などの利子、株式会社が発行する社債の利子
	② 預貯金の利子	銀行、信用金庫、農業協同組合等の預金の利子 社内預金の利子
	③ 合同運用信託の収益の分配金	貸付信託、指定金銭信託の収益分配金
	④ 公社債投資信託の収益の分配金	公社債投資信託、中期国債ファンド等の収益の分配金
	⑤ 公募公社債等運用投資信託の収益の分配金	—
上記以外	① 貸付金の利子 ② 公社債の償還差益または発行差金 ③ 懸賞金付預貯金等の懸賞金等 ④ その他	

図表2 配当所得の範囲

配当所得の範囲		具体例
通常の配当所得	① 法人から受ける剰余金の配当	株式会社の剰余金の配当、特定目的信託の収益の分配
	② 法人から受ける利益の配当	持分会社（合同、合名、合資）・特定目的会社からの利益の配当
	③ 剰余金の分配	農業協同組合等から受ける出資に対する剰余金の配当
	④ 基金利息	相互保険会社の基金に対する利息
	⑤ 公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の投資信託の収益の分配（オープン型証券投資信託の特別分配金を除く）	ユニット型証券投資信託の期中分配金 オープン型証券投資信託の普通分配金 私募公社債等運用投資信託の収益分配金 特定株式投資信託の収益の分配
⑥ 特定受益証券発行信託の収益の分配	—	
みなし配当所得（会社法上は剰余金の配当とされないものであっても、実質が変わらないもの）		
上記以外	① 協同組合の事業分量配当金 ② 人格のない社団、財団から受ける収益の分配金 ③ 生命保険、地震保険等の契約者配当金、割戻金 ④ その他	

利子所得に該当しそうですが、税法上は配当所得に該当します。これは相互保険会社が基金の拠出者に対して支払う剰余金の分配なので、内容は株式会社の剰余金の配当と変わりません。ただ、保険業法で「基金利息」という言葉を用いているので、税法の規定もこのように、名称に利子が入っているから利子所得、配当が入っているから配当所得と、簡単に分類できないものがあるので注意が必要です。

**Q2 利子・配当にはどのよう
な税金がかかるのかのくらい引
かれているのですか？**

利子については、非課税等一部の例外を除き、15%の所得税と5%の地方税(住民税)が徴収されます。したがって、入金額は額面の80%ということになります。

配当は、上場株式等の配当等かそれ以外の配当等(以下、「非上場株式の配当」)かによって、徴収される税金が異なります。

上場株式等の配当等については、7%の所得税(個人の場合は7%の所得税と3%の地方税)が源泉徴収される一方、非上場株式の場合は20%の所得税のみが源泉徴収されます。つまり、上場株式等の配当等は額面の93%が入金され、非上場株式の配当は額面の80%が入金されることとなります。

では、源泉徴収された所得税や地方税はどうなるのでしょうか？

法人の場合、法人税の課税所得は、損益計算書の当期純利益を出発点として、これに税務調整を加えて計算することになります。

今まで説明してきた利子や配当は原則、損益計算書の営業外収益に受取利息や受取配当金として表示されます。つまり、これらの所得は法人の課税所得

得を構成しているということですが。そこで、法人が利子や配当の支払いを受ける際に源泉徴収される税金は、法人税や法人住民税の前払いと考え、これらの税金の計算上、税額控除の対象とされることになっています。

**Q3 利子・配当の税金について
は、どのような経理処理をす
れば良いのでしょうか？**

平成22年版の「中小企業の会計に関する指針」には、「59 源泉所得税等の会計処理」として、次のように書かれています。

「受取配当や利子に関する源泉所得税のうち、法人税法及び地方税法上の税額控除の適用を受ける金額については、損益計算書上、『法人税、住民税及び事業税』に含めて計上する」

Q2で利子や配当の入金額は80%だったり93%だったりするというお話を

しました。つまり、入金額を見ているだけでは、「法人税、住民税及び事業税」(以下、「法人税等」)についての仕訳を行なうことはできません。そこで、まずは期中に利子や配当を受け取る都度、次のようにその源泉徴収された税額を把握して、仕訳を行なうようにします。

【設例】

普通預金口座に利息800円の入金がありました。

(税金計算例)

入金額が800円、税率が所得税15%+住民税5%、合計20%なので、源泉徴収前の利子所得は800円÷(100%-15%-5%)=1000円。したがって、源泉徴収された税額は次のようになります。

- ①所得税 1000円×15%=150円
- ②住民税 1000円×5%=50円

1000円×5%=50円

普通預金	800
仮払法人税	150
仮払地方税	50
受取利息	1000

このようにして、源泉徴収された所得税を仮払法人税勘定、地方税を仮払地方税勘定にストックしていきます。そして、期末に次のような仕訳をして、仮払法人税勘定、仮払地方税勘定の残高をゼロにします。

【設例】

期末に法人税等の年税額を計算しました。その金額は合計で100万円でした。期中の受取利息・受取配当金に係る源泉所得税等は、所得税が1万円、地方税が2000円でした。なお、当期中に法人税等の中間納付はありま

せんでした。

法人税等	100万
仮払法人税	1万
仮払地方税	2000
未払法人税等	98万8000

これで期中仮払法人税勘定・仮払地方税勘定は法人税等に振り替えられ、冒頭の「損益計算書上、『法人税、住民税及び事業税』に含めて計上する」状態が達成されることとなります。またこの仕訳で、Q2で説明した「税額控除」の意味もご理解いただけたのではないかと思います(仮払法人税・仮払地方税を用いずに、期中から法人税等で源泉所得税を処理し、期末に(貸方)未払法人税等に対応する(借方)法人税等のみを仕訳する方法でも、まったく同じ損益計算書ができ上がります。好みでいずれの方法でも良いです。

よう。ただし、Q4以降は期中に仮払法人税・仮払地方税を用いる方法を前提として説明を進めます。

Q4 株式配当を受けた場合の 経理処理について教えてください。

法人税では、配当効力発生日に配当の収益計上することを原則としつつ、「法人が他の法人から受ける剰余金の配当等の額で、その支払いのために通常要する期間内に支払いを受けるものにつき継続してその支払いを受けた日の属する事業年度の収益としている場合には（中略）、これを認める」としています。ここでは次のように、後者の現金基準に基づく仕訳例を紹介しましょう。

【設例】

A社株（上場株）について、1万8

00円の配当入金がありました。配当金計算書によれば、配当金額1万2000円、所得税額840円、住民税額360円でした。

〈借方〉

普通預金 1万800
仮払法人税 840
仮払地方税 360

〈貸方〉

受取配当金 1万2000

Q5 債券の利息を受け取った 場合の経理処理について教えてください。

債券とは国、地方公共団体、企業などが資金調達のために発行する譲渡可能な債券証書です。これらの債券の分類方法はいくつもありますが、経理的には利付債券と割引債券に分けるのが便利ではないかと思えます。

利付債券とは、一定期間ごとに利息

が支払われる債券です。一方割引債券とは、債券を額面金額以下で発行（割引発行）し、発行から償還までの間には利息を支払わず、償還時に額面金額を償還する債券です。

割引債の償還差益（発行価額と償還金額との差額）は91ページ図表1の通り利子所得に該当しないため、源泉徴収の方法も異なります。償還差益に対する所得税率は18%で、購入時に徴収されません。地方税の源泉徴収はありません。

利付債券の利息入金時の経理処理は、基本的にQ3で説明した普通預金利息と同じです（利払い日前に決算日が到来する場合、最後の利払い日から決算日までに発生した未収利息を計上するのが原則ですが、継続適用を要件に利払日に利息計上することが認められています）。

ただし、債券発行時ではなくすでに発行されている利付国債を取得し、そ

の後利払いを受けた場合は、取得から利払期までの利息を自社の利息収入として認識し、かつ、その期間に対応する源泉税のみが税額控除の対象となるので注意しましょう。

【設例】

既発行のA社社債100万円を99万円で購入し、経過利子8000円（経過利子1万円－源泉税相当額〈所得税1500円＋住民税500円〉）も同時に支払いました。その後、利息1万6000円（利息2万円から所得税3000円、地方税1000円控除）が入金されました。利息入金時の仕訳は、

〈借方〉

普通預金 1万6000
仮払法人税 1500※1
仮払地方税 500※1

〈貸方〉

受取利息 1万

前払金 8000※2

※1 仮払法人税

3000円＋1500円
仮払地方税

1000円＋500円

※2 購入時に経過利子を前払金処理 している前提です。

収益認識するのは、今回支払われた利息のうち経過利子を除く1万円のみであること、また、差し引かれた源泉税のうち税額控除の対象とできるのは、自社が保有していた期間に対応する税額に限られるため、このような仕訳になります。

Q6 投資信託の収益の分配を 受けた場合の経理処理について 教えてください。

投資信託の収益の分配は、所得税法上利子所得に該当する場合と、配当所

得に該当する場合があります。

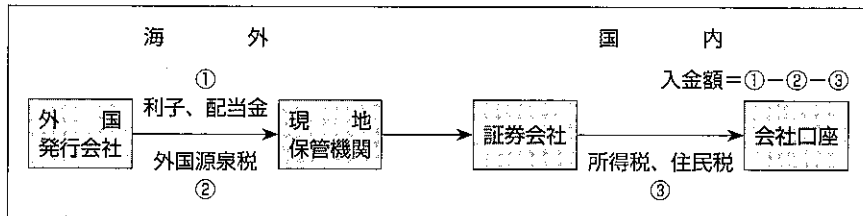
91ページ図表1には、「公社債投資信託の収益の分配」、「公募公社債等運用投資信託の収益の分配」が利子所得に該当するとあり、図表2には「公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託以外の投資信託の収益の分配」が配当所得に該当するとあります。

公社債投資は株式を組み入れず、公社債のみを運用対象としています。これ以外の投資信託は、主に株式を投資対象としています。このため、前者の収益の分配は公社債の利子と同様に、後者の収益の分配は株式の配当と同様に扱われます。

したがって、利子所得に該当する投資信託の収益の分配についての仕訳パターンは、Q3で説明した普通預金利息の場合と同様になります。

また、配当所得に該当する投資信託の収益の分配は、Q4で説明した株式配当の場合と同様です。ただし、元本

図表3 外国証券の税徴収の流れ



図表4 国内で控除される外国証券の所得税率と住民税率

利子	外国税額の控除前の金額に対し、所得税15%+住民税5% (差額徴収方式) ※15%-外国源泉税を国内徴収する
配当	外国税額の控除後の金額に対し20%、上場外国株式の配当については7%の所得税

の払戻しである特別分配金を受けた場合には、投資信託の帳簿価額を減額することになります。

Q7 外国証券の利子・配当を受けた場合の経理処理について教えてください。

外国証券とは、外国・外国法人が発行する公社債、株式、証券投資信託等の受益証券のことです。

91ページ図表1、2を見ると、外国や外国法人を除外するような記載はありません。よって、外国債や外国株式等の利子・配当等も、日本国や内国法人が発行する公社債・株式等についての利子・配当等と同様に扱います。

ただし、外国での支払時にその国での所得税が源泉徴収される点に注意する必要があります。概要は、図表3の通りです。では、外債の利子についての仕訳を確認しましょう。

【設例】

図表3の①を1000、②を100、③の所得税を50、住民税を50とし、入金額を800とします。

普通預金	800
外国所得税	100
仮払法人税	50
仮払地方税	50
受取利息	1000

各税額は、証券会社からの支払明細書で確認して仕訳してください。仕訳中「外国所得税」は、外国税額控除を受けるか損金算入するかによって勘定科目が異なります。外国税額控除を選択する場合は、仮払外国所得税のような科目があってもいいでしょうし、損金算入の場合は租税公課で構いません。なお、収益計上日と入金日が異なる場合は、為替差損益を認識しなければ

ならない場合があります。

ちなみに、図表3の③の所得税率と住民税率は前ページ図表4の通りです。なお利子については、源泉徴収をすでに廃止している国も多いようです。

Q8 利子・配当等の処理をする際に気をつけるポイントを教えてください。

普通預金の利息以外は、銀行や証券会社から必ず支払明細書が送られてくるはずですので、利子なのか配当なのか、また、どのような税金が差し引かれているのかをよく確認してから、前述した仕訳パターンに従って仕訳を行なうようにしてください。

また、経理処理の後の税務申告にあたっては、源泉徴収された税金について所得税額控除や外国税額控除を選択により適用できますので、支払日ごとに利子・配当等の別、その総額、源泉

徴収された所得税・住民税・外国税額をまとめた一覧表を作っておくと良いでしょう。

さらに、国内配当所得については二重課税排除を目的とした益金不算入制度が設けられていますので、受取配当金の多い会社は、忘れずに適用するようにしてください。受取配当等の益金不算入制度は、法人税確定申告書別表4に配当等の益金不算入額の記載とその益金不算入額の計算明細である別表8(1)の記載がある場合に限り適用されるという申告要件のある規定です。忘れると、更正の請求等で後日益金不算入を主張することができません(ただし、平成23年度税改正大綱どおりの法改正がされた場合には、平成23年4月1日以後に申告期限が到来する法人については、更正の請求が可能になります)。

最後は税務申告に関することをたく

さん説明してしまつたので少々難しかったかもしれませんが、自力で税務申告するのであれば、以上の内容を理解する必要がありますが、もしあなたが経理初心者でいささか自信がないということでしたら、顧問税理士に相談しながら進める、あるいは支払明細書を見せて仕訳を確認し、税務申告時の処理は任せてしまうという対応で良いと思います。

●のむら ゆきひろ

税理士・中小企業診断士。1968年生まれ。92年早稲田大学法学部卒。同年税理士試験合格。2001年中小企業の会計・税務・意思決定支援を目的としたノムラ・コンサルティング・オフィスを開業。http://www.nomura-co.com [近況] 昨秋ハイフマソン完走。今年はタイムアップを目指し、週末はロードワークに勤しんでいます。